

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター

入会の手引き



ファミサポ イメージキャラクター

愛サポちゃん

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター

〒299-0257 袖ヶ浦市神納 1136 番地 3

TEL・FAX 0438(64) ^{さいっしょにい こう} 3 1 1 5

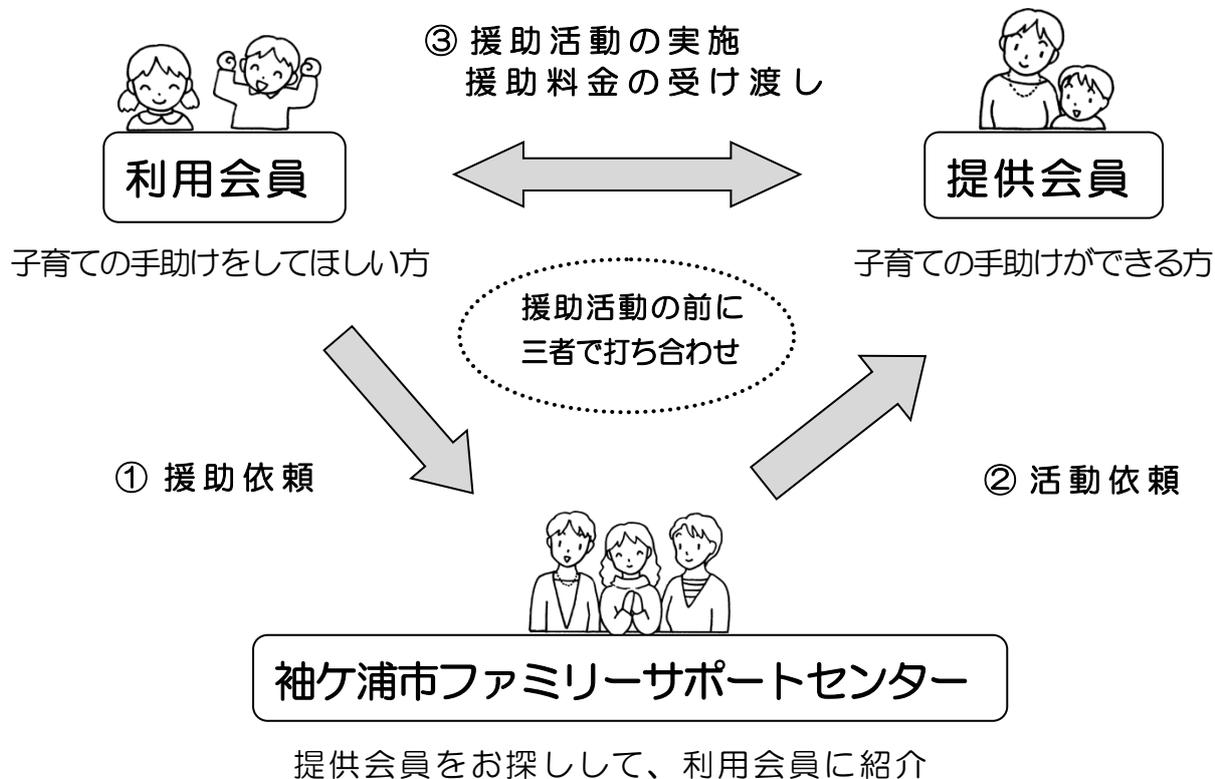
業務時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

休館日 日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター事業とは

安心してゆとりある子育てができる環境づくりをめざして、子育ての手助けを行いたい方（提供会員）と、子育ての手助けを受けたい方（利用会員）が会員となり、地域で子育てを支援する有償の相互援助活動です。

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンターのしくみ



会員の種類

- 提供会員・・・子育ての手助けができる方（資格、男女は問いません）
袖ヶ浦市に住んでいる満 20 歳以上の方で、心身ともに健康で援助活動ができる方
- 利用会員・・・子育ての手助けをしてほしい方
 - ・袖ヶ浦市に住んでいる、または働いていて、生後6ヶ月～小学6年生までのお子さんがいる方
 - ・里帰り出産等で市内に住んでいる方で、生後6ヶ月～小学6年生までのお子さんがいる方
- 両方会員・・・提供会員と利用会員の両方を兼ねる方

入会手続きについて



- 会員登録に際し、入会説明を受けていただきます。入会金・年会費は無料です。
活動中の万一の事故に備え、「地域子育て支援補償保険」に加入しています。●詳細はP 5～6
- 利用会員の方は、コーディネートの参考にしますので『援助に関する詳細情報』を提出していただきます。
- 提供会員・両方会員の方は、ファミリーサポートセンターが開催する『基礎研修』を受けていただくから会員登録ができます。また、援助活動を開始する前に乳幼児救急講習を受講していただく必要があります。
- 里帰り出産等で、在住地での保育が一時的に困難となった場合にご利用が可能です。
- 登録に必要なもの
 - ・会員登録申込書
 - ・住所を証明するもの（運転免許証・保険証・マイナンバーカードなどのコピー）
 - ・会員の顔写真（縦2.5cm 横2cm）を2枚



利用できる内容

- 保育施設（保育所・幼稚園・小学校・放課後児童クラブ）などへの送迎と預かり
- 保育施設などが休みの時の預かり
- 仕事・通院・病気・冠婚葬祭・兄弟の学校行事などの一時的な預かり
- 里帰り出産等により在住地での保育が一時的に困難になったとき
- その他、子育てを行う上で必要と認められるとき

援助活動は、原則として提供会員 1 人につき、お子さん 1 人で行います。お子さんを預かる場所は提供会員の自宅や子育て支援センター等、お子さんの安全が確保できる場所とします。

援助できない事例

- 病気症状のあるお子さんの援助
- お子さんの入浴、宿泊、及び家事援助
- 誰もいない自宅に迎えに行く、又は送って行く援助（原則大人から大人への引き渡しです）



利用できる時間 及び 料金について

○利用できる時間は、午前6時～午後8時です。ただし、特別な事情があり、提供会員が了承した場合は、午後10時まで延長することができます。

○援助料金は、最初の1時間までは700円とし、以後30分単位で延長できます。

- ・援助時間とは、実際にお子さんを預かった時刻から、利用会員に引き渡した時刻までです。
- ・迎えを伴う預かりの場合は、提供会員が自宅を出発した時刻からとなります。
- ・送迎援助の場合は、提供会員が自宅を出発した時刻からお子さんの送迎を行い、自宅に帰着した時刻までです。

○援助料金は以下の表の通りです。

活動日	最初の1時間まで	1時間を超える場合
月～金曜日	700円	30分ごとに350円
土・日・祝日及び 年末年始(12/29～1/3)	900円	30分ごとに450円
時間外援助 (午後8時～10時)	900円	30分ごとに450円

※時間外に援助が行われた場合の計算例…午後6時40分～午後8時10分の援助



午後6時40分～7時40分 = 700円

午後7時40分～8時10分 = 450円 → 援助が午後8時以降にかかる場合は、時間外料金を適用

合計 1,150円

- ・食事代、ガソリン代等の実費は、別途支払いになります。
- ・援助料金は、原則としてその日の援助活動終了後、直接提供会員に手渡して下さい。

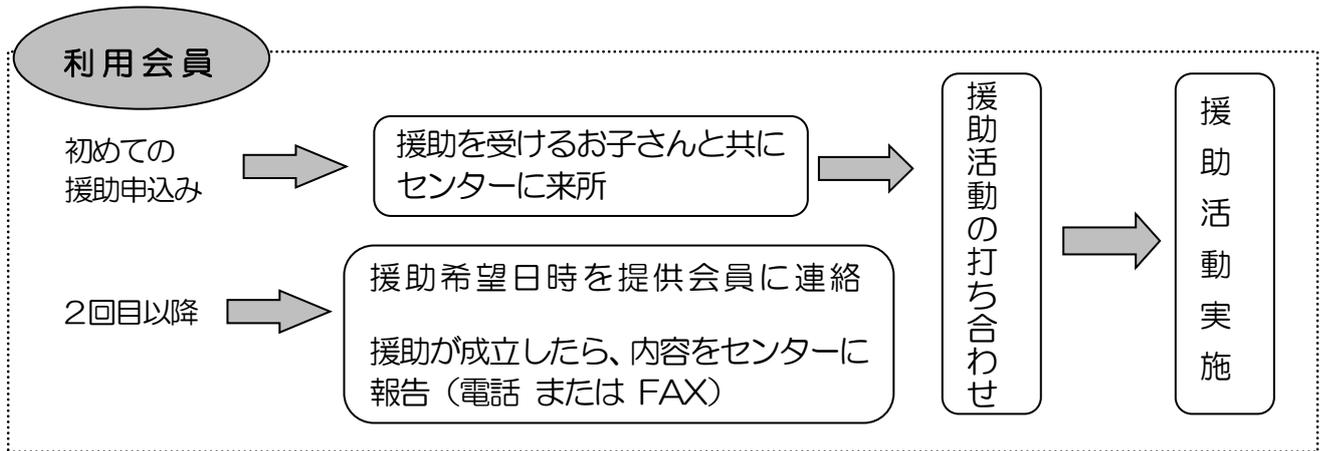
○キャンセル料について

- ・援助の事前打ち合わせを行った後、利用会員が初回の援助を取り消した場合は1時間分のキャンセル料が発生します。2回目以降は、下表の通りとなります。

前日までの取り消し	無料
当日、援助開始1時間前までの取り消し	1時間分
援助開始1時間以内、または連絡のない取り消し	全額

- ・予定より活動時間が短くなった場合も上記に準じ、キャンセル料が発生します。
- ・キャンセル料は、当日もしくは翌日までに提供会員に届けて下さい。

援助活動の流れ



初めての援助の場合



1. 援助の申込み

- ・利用会員は、援助日の2週間前までに、電話連絡の上お子さんと一緒にセンターに来所し、援助内容について詳しく説明してください。

2. 提供会員の紹介

- ・アドバイザーは援助のできる提供会員を探し、利用会員に紹介します。

3. 援助活動の打ち合わせ

- ・アドバイザーは、提供会員・利用会員と日程調整を行い、援助についての詳しい打ち合わせを行います。利用会員は、援助を受けるお子さんを同伴します。

4. 援助活動実施

- ・援助に必要なものは、利用会員が準備します。(おむつ・着替え・チャイルドシートなど)
※6歳未満のお子さんを自動車に乗せる場合、チャイルドシートの着用が義務付けられています。
- ・提供会員は、事前の打ち合わせにそって援助活動を行ってください。緊急時以外、打ち合わせにない援助は行いません。

5. 援助活動が終了したら

- ・援助終了後、利用会員は援助料金を利用明細書と共に、提供会員に手渡します。
- ・提供会員は、『援助活動報告書』を記入し、利用会員にサイン又は確認印をもらいます。

6. 援助活動報告書の作成

- ・提供会員は1ヶ月分の活動をまとめ、翌月5日までにセンターに提出してください。

2回目以降の援助の場合

- ・利用会員は援助希望日時を直接提供会員へ連絡し、援助が成立したらセンターへ報告します。
※留守番電話へのメッセージ、ご家族への伝言などは間違いのもとです。
※センターに報告せずに実施された援助活動は、保険が適用されません。
※キャンセルの場合も直接提供会員へ連絡した上で、センターにも報告してください。

補償保険について

援助活動は、会員同士の合意により成立した契約に基づくものです。この契約を民法では「準委任契約」といいます。援助活動中に発生した事故は、当事者間において解決していただくこととなりますが、袖ヶ浦市ファミリーサポートセンターでは、万一の事故に備え、市で掛け金を負担し、地域子育て支援補償保険に加入しています。

種 類	内 容
サービス提供会員傷害保険	提供会員が、援助活動中において、急激かつ偶然な外来の事故で傷害を被った時に補償されます。 (例) 提供会員が子どもを迎えに行く途中、転んでけがをした。
依頼子ども傷害保険	利用会員の子どもが援助を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故で傷害を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するもの (例) 利用会員の子どもが階段から落ちて、けがをした。
賠償責任保険	提供会員が援助活動中、過失や提供した飲食物が原因で、第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。ただし、自動車事故での賠償責任は適用されません。 (例) 提供会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまった。

保険が適用されない主な例

- ・センターに報告せずに実施された援助活動（センター開設時間外でも、留守番電話またはFAXで、必ず利用会員から連絡してください。）
- ・援助活動を行った会員が親戚関係にあった。
- ・提供会員の子どもが、預かったお子さんにけがをさせられた。
- ・提供会員宅の物が、預かったお子さんに壊された。



自家用車を使用する活動について

自家用車による送迎援助で事故が起きた場合は、けがに対する傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。この場合、提供会員さん自身の自動車保険で対応していただくこととなりますので、援助の打ち合わせの際、保険内容を確認させていただきます。

※6歳未満のお子さんを自動車に乗せる場合、チャイルドシートの着用が義務付けられています。

事故が起きたときの提供会員の対応

1. 利用会員やセンターに連絡します。
2. 関係者（被害者・加害者）がいるときは、住所・氏名を確認します。
3. 現場の写真や壊れた物品を保存します。
4. 交通事故の場合は、必ず警察に連絡し、事故証明を取ります。
5. 状況により、医師の診察をうけ領収書を保存します。



※ 詳細は、別紙『緊急時対応の流れ』を参照

保険金額（補償限度額）

（サービス提供会員傷害保険）

種類	補償限度額	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	500～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

（依頼子ども傷害保険）

種類	補償限度額	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	300～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

（賠償責任保険）

種類	補償限度額
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円
初期対応費用	500万円（対人事故に対する見舞金・見舞品 10万円）
訴訟対応費用	1,000万円
現金・預かり品	10万円

お互いに気持ちよく活動をするために

援助活動は、会員同士の信頼関係に基づいて成り立ちます。本会の活動の趣旨を理解し、決まりを守りましょう。

- 援助活動中のトラブルは、できる限り当事者である会員同士で話し合って下さるようお願いしていますが、相手に伝えにくいことなどありましたら、アドバイザーにご相談ください。
- 約束した時間は必ず守りましょう。
- お互いのプライバシーは守りましょう。活動中に知り得たこと（家族状況など）は口外しないでください。個人情報の取り扱いに留意し、援助の必要がなくなった際お手持ちの書類（援助活動の事前打合わせ用確認事項など）は、責任を持って処分してください。
- 事前の打合わせを十分に行い、お互いに納得した上で活動しましょう。
- 相互援助活動中に事故が発生した時は、センターに報告してください。
- その他、直接相互援助活動に関係のないこと、センターの目的に反する行為（宗教・営利・政治活動など）はやめましょう。



「ありがとう、助かりました」という 感謝の気持ちと
「どういたしまして、またどうぞ」という 思いやりの気持ち
を大切に。
子どもたちの 笑顔があふれる活動を 広げましょう！



センターの役割

- 会員の募集と入会手続き
- 援助活動のコーディネート…利用会員の援助依頼を受け付け、援助できる提供会員を探してご紹介します。
- 入会説明会、基礎研修会、子育て学習会、ファミリーサポートセンター主催講座の開催

個人情報の取り扱いについて

当センターは、ファミリーサポートセンター事業遂行のため、会員登録などの機会を通して皆さまから個人情報を提供していただいています。提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに社会的責務であると考えています。当センターは個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

○個人情報の利用目的

取得した個人情報は、袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

会員証（見本・拡大）

（表）

（裏）

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター会員証

写
真

会員番号

氏名

年 月 日 大・昭・平 年 月 日

上記の者は、袖ヶ浦市ファミリーサポートセンターの会員であることを証明します。（令和 年 月 日発行）

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター

袖ヶ浦市神納 1136 番地 3 ☎0438(64)3115

注 意 事 項

- 1 援助の依頼及び提供は、アドバイザーを通して行ってください。
- 2 援助活動中は、この会員証を携帯してください。
- 3 相互援助活動により知り得たことについて、プライバシーを侵害したり、他に漏らしたりしてはいけません。
- 4 その他、相互援助活動の実施やお礼の授受については、センターの会則に従ってください。
- 5 相互援助活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してください。
- 6 会員証を紛失したとき又は変更が生じた時は直ちにセンターへ連絡してください。
- 7 会員証を他人に貸したり又は譲渡しないでください。
- 8 退会する場合は、必ず会員証をセンターへ返却して下さい。

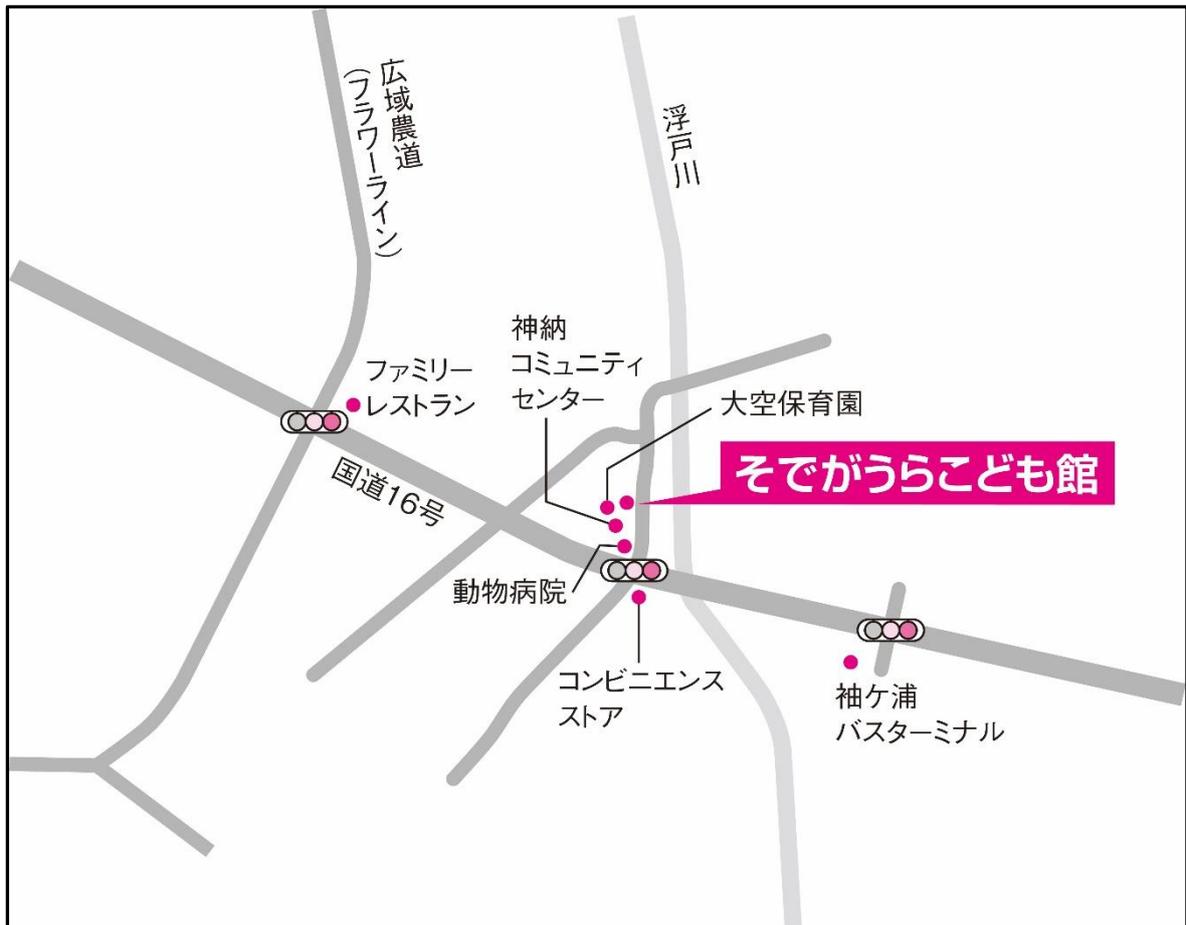
袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター

〒299-0257

千葉県袖ヶ浦市神納 1136 番地 3

(そでがうらこども館内)

TEL・FAX 0438 (64) 3115



袖ヶ浦市役所・子育て支援課
袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
TEL0438(62)3286 FAX0438(62)3877

発行：令和6年8月